



平成 29 年 11 月 27 日

市政記者各位

## 『福岡県 悪質商法撲滅月間』 イベントのお知らせ

商品・サービスの内容や取引方法の多様化に伴い、消費者トラブルもますます多様化・複雑化し、あらゆる世代の方がさまざまな悪質商法の被害者となる可能性が高まっています。

クリスマスや歳末が近づくこれからの時期、天神地区は多くの人でにぎわいますが、特に若者を狙ったキャッチセールスによる被害の増加が懸念されます。

『福岡県 悪質商法撲滅月間』と位置付けている 12 月に、福岡市消費生活センターでは、注意喚起を強化するため、下記のとおり啓発イベントを行います。

つきましては、本件に関する報道および街頭キャンペーン当日の取材に、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 街頭キャンペーン

(1) 日 時 平成 29 年 12 月 1 日 (金) 14:00~16:00

※配布物がなくなり次第終了します

(2) 場 所 福岡市中央区天神 2 丁目

新天町時計台前、岩田屋本館玄関前広場

(3) 内 容 悪質商法撲滅啓発チラシおよび啓発グッズを配布

※途中、年末年始特別警戒の中央署パレードが新天町時計台前での配布に合流します

庁用車でアナウンスを流しながら天神周辺を巡回

(4) 主 催 福岡県、福岡市

(5) 協力機関 福岡県警察本部、九州経済産業局 等

#### 2 パネル展示

(1) 期 間 平成 29 年 12 月 4 日 (月) ~12 月 15 日 (金)

(2) 場 所 星の広場

#### 3 デジタルサイネージ

(1) 期 間 平成 29 年 11 月 27 日 (月) ~12 月 31 日 (日)

(2) 場 所 ①市役所 1 階ロビー (動画)

②ソラリアビジョン (動画)

③天神メディカルビジョン (静止画)



【平成 28 年度のキャンペーンの様子】

消費者トラブルは  
これっキリン!



福岡市消費生活センター  
啓発キャラクター  
これっキリン先生

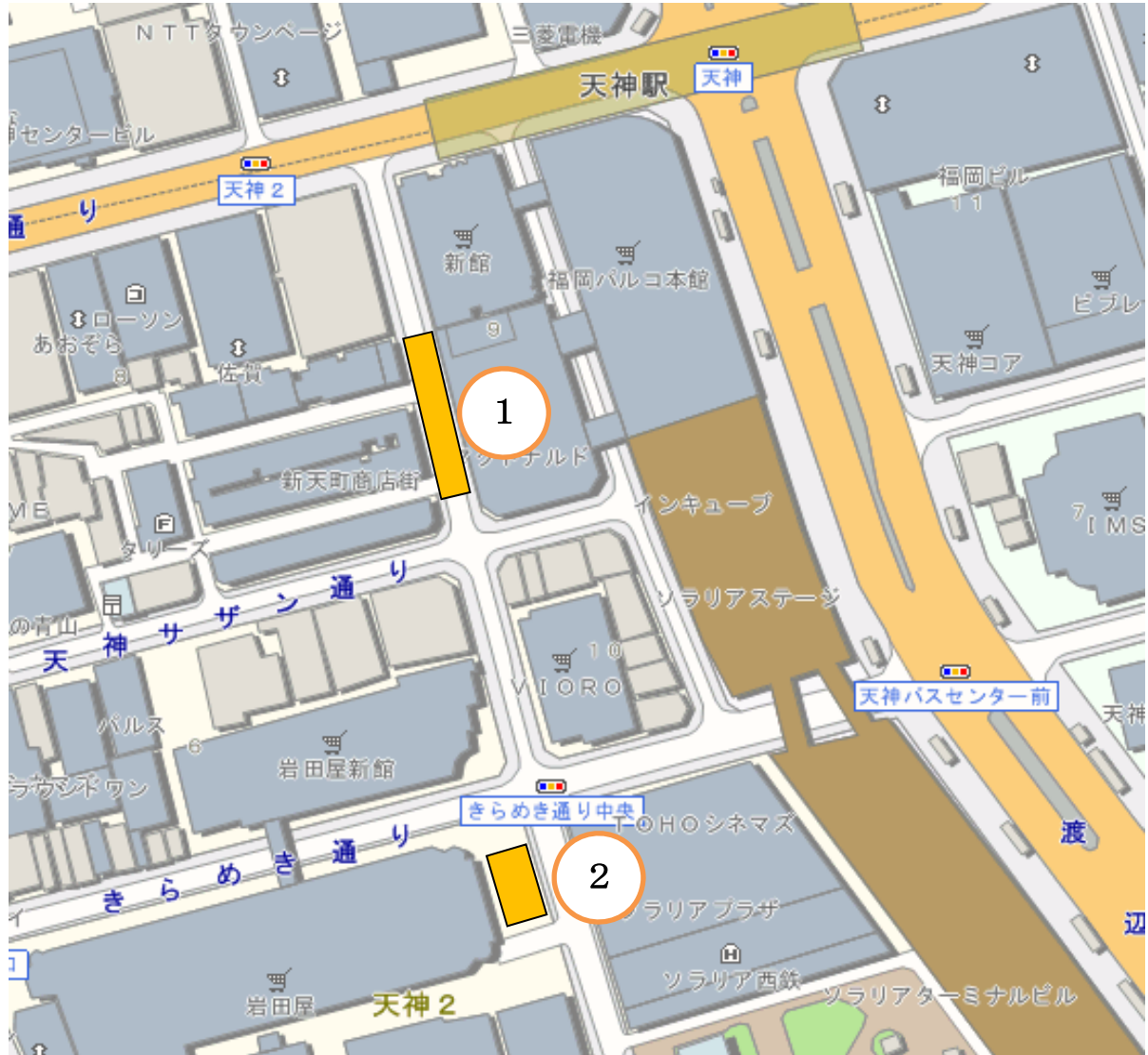
問い合わせ先

市民局消費生活センター 阿部・城戸

電話：712-2929 FAX：712-2765

## キャンペーン実施場所

- ① 新天町時計台前（雨天時は①のみで実施）
- ② 岩田屋本館玄関前広場



【平成 28 年度のパネル展の様子】

